

令和8年度鳥獣被害対策の支援事業に関する要望量調査について

鶴岡市農山漁村振興課では、令和8年度に実施を検討している鳥獣被害対策事業について要望量調査を行います。希望される方は、事業内容を確認のうえ、**本紙太枠内**（「要望者の氏名・住所・連絡先」、「要望事業量」欄）に**必要事項**を記入し、**添付書類**とあわせて提出してください。（今回要望されない場合、令和8年度の支援は原則受けられません。）

ご不明な点等ありましたら、下記担当までお問合せください。



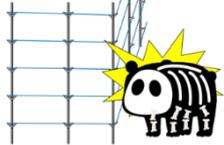
- 1 事業内容 下記及び裏面のとおりです。
- 2 提出先
鶴岡市農山漁村振興課（市役所5階）または地域庁舎産業建設課
※窓口、FAX、メールのほか、電子申請（QRコード）でも受付できます。
- 3 提出期限 令和7年9月30日（火）
- 4 留意事項

- ・光、ニオイ、音の対策は、効果の持続性が期待できないため、補助の対象外となります。
- ・予算要求のために、事前に要望事業量を把握するものであり、事業の実施や要望額の確保を確約するものではありません。 事業内容の変更や要望量に満たない場合がありますので、予めご了承ください。
- ・補助金の交付決定がおりた後に実施する事業が補助対象となります。

◎要望者の住所・氏名・連絡先

住所	氏名（団体の場合は役職・氏名）	連絡先

① 有害鳥獣被害対策推進事業

対象者	対象内容	補助金額
農業者、営農組織又は生産組合等	農作物被害防止に係る 電気柵 購入経費 ※家庭菜園など自家用作物も対象。 ※通電性を有する防草シートも対象。 ※設置費用、維持管理費用（電圧チェッカー、柵線巻取器など）は対象外。 ※補助金の交付決定は、例年6月以降になります。 ※市が開催する研修会への出席が要件。	2分の1以内 （上限20万円） 
要望事業量 ※下線部に必要事項を記載してください。		添付書類
対象鳥獣【 <u> </u> 】 柵の段数・延長【 <u> </u> 段・ <u> </u> m】 被害作物 [*] /面積/量/金額【 <u> </u> / <u> </u> a/ <u> </u> kg/ <u> </u> 千円】 ※被害作物が複数ある場合は、一番被害の多いものを記載ください。		<input type="checkbox"/> 見積書等金額のわかるもの <input type="checkbox"/> 事業位置図

【 問合せ先 】

鶴岡市農山漁村振興課 白幡・小野寺
TEL：0235-35-1298（直通）
FAX：0235-25-8763
メール：nousan@city.tsuruoka.yamagata.jp

